

夜間学校体育施設開放の利用について

1. 夜間学校体育施設開放

学校体育施設(体育館・武道場・校庭)をスポーツ・レクリエーション活動の普及・推進のため、関係規則に基づき、学校教育活動に支障のない範囲で開放しています。現状の施設環境で丁寧にご利用ください。

2. 対象校・施設および電気代等の実費相当額

体育館

学校名		大学生以上	小中高校生		
小学校	けやき	314円	157円		
	青葉				
	東山				
	桜				
	毛野				
	毛野南				
	山辺				
	南				
	三重				
	山前				
	北郷				
	大月				
	名草				
	富田				
	矢場川				
	中学校			梁田	314円
久野					
御厨					
坂西北					
葉鹿					
小俣					
筑波		157円	79円		
第一					
第二					
第三					
毛野					
山辺					
西					
北					
富田					
協和					
愛宕台					
坂西					

校庭

学校名		大学生以上	小中高校生
小学校	けやき	1,048円	524円
	青葉		
	東山		
	毛野南		
	南		
	三重		
	山前		
	梁田		
	坂西北		
	小俣		
中学校	第三	1,048円	524円
	山辺		
	北		
	富田		

校庭(年間開放)

学校名		大学生以上	小中高校生
小学校	筑波	1,048円	524円
中学校	第一	1,571円	786円
	坂西	1,048円	524円
			2,095円

武道場

学校名		大学生以上	小中高校生
中学校	第三	105円	52円
	毛野		
	山辺		
	西		
	坂西		

- ※上記金額は、1面1回利用の金額です。
 ※各施設の設備状況により金額が異なります。
 ※以下の団体は、負担額はありません。
 ・スポーツ協会各支部
 ・総合型地域スポーツクラブ
 ・その他教育委員会が認めた団体

〈備考〉
 電気代等の実費相当額は消費税及び地方消費税を含む。
 電気料等とは、電気代のみではなく、各学校施設の使用料も含む。

●【納付書記載料金の算出方法】

(例1)4月中に小中高校生の登録団体が青葉小学校体育館を3回利用した場合

$$157円 \times 3回 = 471円 \Rightarrow 470円 \text{ (合計額の10円未満の端数を切捨)}$$

(例2)4月中に大学生以上の登録団体が青葉小学校校庭を2回利用した場合

$$1,048円 \times 2回 = 2,096円 \Rightarrow 2,090円 \text{ (合計額の10円未満の端数を切捨)}$$

3. 利用(登録)可能団体

- (1) 足利市内に在住か在勤・在学している者10名以上(監督者として成人が含まれる団体に限る)で構成する団体
- (2) 教育委員会の登録を受けた団体

4. 利用期間・時間

施設名		体育館	武道場	校庭 (筑波小・第一中・坂西中)	校庭 (左記3校除く全て)
開放期間		4月～翌年3月			5月～10月※
開放時間	大学生以上	午後6時30分～午後9時30分			
	高校生以下	午後6時30分～午後8時00分 (1～3月は青少年の健康面を考慮し、午後6時30分～午後7時30分)			
開放曜日		月曜日～土曜日			
開放を行わない日		(1) 日曜日 (2) お盆期間:8月13日～16日 (3) 年末年始期間:12月29日～翌年1月3日 (4) 学校行事等、学校が使用できないと指定した日 (5) 足利市または教育委員会の事業で使用を予定している日			

※ 小中高校生の団体は、その活動を支援する目的で、年間開放を行っている3校(筑波小・第一中・坂西中)を含め全17校の校庭年間開放を行います。

5. 利用上の注意

学校施設は基本的に学校教育に用いられる施設であり、特別に貸し出しを行っているものであることを認識し、学校教育活動に支障が生じないように、使用にあたっては下記事項を遵守してください。

【厳守事項】

- (1) 利用を許可された時間の厳守 ※午後9時30分(高校生以下は午後8時)は完全消灯・退出時刻
- (2) 学校敷地内全面禁煙、火気の使用及び飲食の禁止(水分補給は可)
- (3) 利用後の清掃・原状回復・戸締り・消灯・ごみの持ち帰り
- (4) 許可された区域(施設)以外への立入禁止
- (5) 学校・市民スポーツ課からの指示事項

市役所守衛室 ☎ 0284-20-2222
市民スポーツ課 ☎ 0284-20-2232

【責任事項】

- (1) 利用中に発生した事故は、学校並びに教育委員会は一切その責任を負いません。当該団体の責任とします。
- (2) 利用中に故意又は過失により学校の施設及び備品等を破損又は滅失した場合は、当該団体の責任により原状回復してください。なお、専門業者を必要とする場合は、原則市民スポーツ課が手配し、その費用は利用団体が負担(弁償)することとします。
- (3) 事故が発生した場合は二次被害が出ないように速やかに応急処置を施し、下記【事故発生時の対応】に従い、直ちに市役所守衛室又は市民スポーツ課に届け出てください。
- (4) 原状回復及び安全が確保されるまでは、当該施設の貸出を停止します。

【事故発生時の対応】

- (1) 応急処置及び、その場で直ちに市役所守衛室又は市民スポーツ課に連絡し、事故状況を報告する。
いつ(今から何分程前)、どこで(〇〇学校校庭・体育館・武道場・駐車場等)、だれが(団体・代表者名等)、どうして(発生原因等)、どうなった(施設・備品等の破損状況等)など、事態を正確に伝える。
- (2) 翌開校・開庁日の朝、学校及び市民スポーツ課に事故状況を報告する。
- (3) 平日休日を問わず、事故により処置の判断・緊急を要する場合は、市役所守衛室を経由し、市民スポーツ課へ現場立会を要請するとともに、現場での指示・指導に従い早急な原状回復に努める。

【お願い・お知らせ】

- (1) 小中高校生利用にあたっては体力・健康面に留意するとともに、登下校の安全確保に配慮願います。
- (2) 活動中の怪我や財物賠償等に備え、スポーツ安全保険への加入をおすすめします。

6. 利用の停止及び団体登録の抹消

- (1) 利用実績報告書の提出期限を3カ月連続で守れない場合
- (2) 電気代等実費額を納期限より3カ月以上経っても納入されない場合
- (3) 施設の利用状況が悪い場合(「5. 利用上の注意」を守れない場合)
- (4) 利用団体が偽り、その他不正の集団により利用許可を受けた場合
- (5) 学校または市民スポーツ課の指示事項に違反した場合
- (6) その他、学校の管理運営上支障を生じる恐れのある場合

7. 利用の流れ

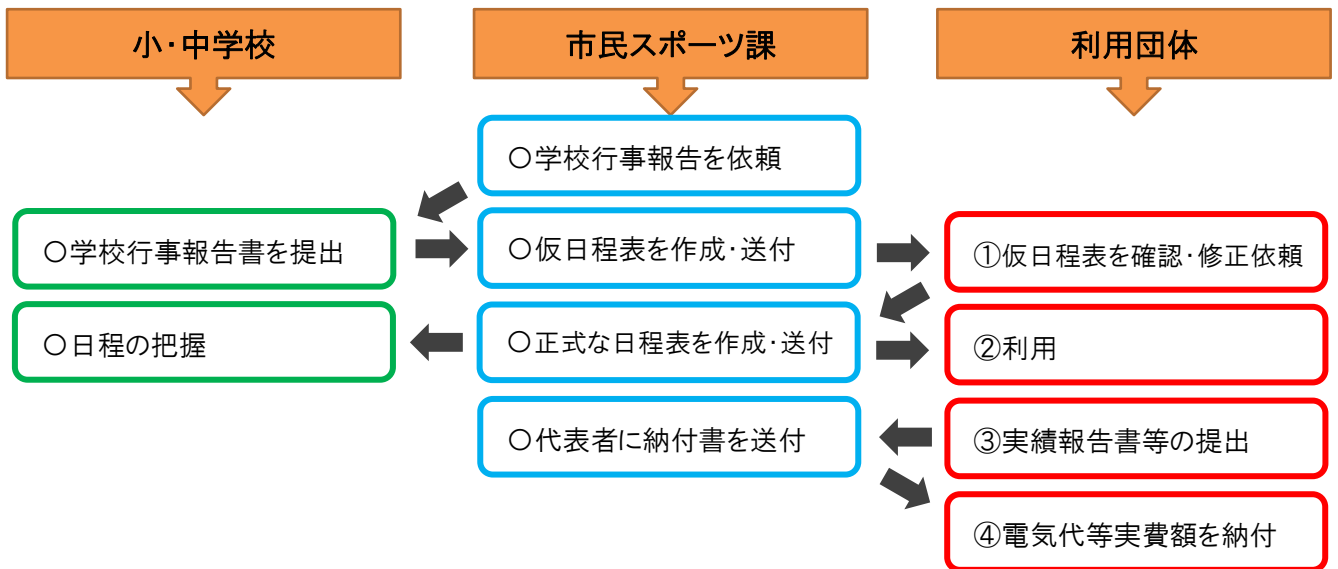
(1) 登録申請:『登録団体登録申請書』と『登録申請書②』を市民スポーツ課へ提出

登録	施設	利用期間	登録申請期間
年間	体育館・武道場 校庭(筑波・第一・坂西)	4月～翌年3月	令和5年2月1日(水)～2月10日(金) 時間:午前8時30分～午後5時15分 場所:市民スポーツ課(教育庁舎3F)
	校庭	5月～10月	
後期	体育館・武道場 校庭(筑波・第一・坂西)	8月～翌年3月	令和5年6月12日(月)～23日(金) 時間:午前8時30分～午後5時15分 場所:市民スポーツ課(教育庁舎3F)
	校庭	8月～10月	

※ 登録・利用できるのは1つの学校のみ(複数の学校の登録・利用不可)

※ 施設によって利用不可競技あり(体育館でのサッカー等)

(2) 毎月の流れについて



① 仮日程表の確認・修正依頼

- 市民スポーツ課が先月の予定を基に作成した「仮日程表」を確認
 - 日程に変更がある場合、期限内に 電話・メール・FAX いずれかの方法で報告
- ※ 仮日程表に変更があった場合のみ「正式な日程表(本日程表)」を送付します(毎月 25 日前後)。変更がなかった場合(本日程表の送付がなかった場合)は仮日程表通りにご利用ください。

② 施設の利用

- 「5. 利用上の注意」の記載事項を厳守し利用
- 体育館の鍵について(一部学校を除く)
体育館入口付近に体育館の鍵が入っているポストがあります。デジタルロックを開錠し、体育館の鍵を取り出してください。また、使用後は施錠し、ポスト内に返却してください。
※ デジタルロック解錠の暗証番号は、利用団体以外に知られないようにしてください。
- ナイター照明の点灯・点灯方法について(一部学校を除く)
別紙「ナイター照明点灯・照明方法について」をご確認ください。

③ 実績報告書・利用取消届の提出

- 利用した翌月の10日までに「実績報告書」と「利用取消届」を提出
※ 実績報告書・利用取消届は足利市公式 HP(市民スポーツ課)からダウンロード可
- 提出方法は メール・FAX・郵送・市民スポーツ課窓口 いずれかの方法
※ メールでの提出は画像(記入したものを撮影し添付)可

④ 電気代等実費額の納付

- 市民スポーツ課が実績報告書を基に作成・送付した【納付書】を持参し、下記施設で料金を納付

足利市役所	市民スポーツ課窓口(教育庁舎3階) ※午前8時30分～午後5時15分
市内公民館	市内15公民館 ※午前8時30分～午後5時15分 毛野・山辺・三重・山前・北郷・名草・富田・矢場川・御厨・筑波・久野・梁田・三和・葉鹿・小俣 ※織姫・助戸公民館を除く
金融機関	足利銀行・みずほ銀行・群馬銀行・東和銀行・栃木銀行・桐生信用金庫・足利小山信用金庫・中央労働金庫・足利農業協同組合・関東各都県及び山梨県のゆうちょ銀行・郵便局(期限内)

【日程表】

利用月	仮日程表送付予定日	実績報告締切日	納付書発送日	納付期限
4月		5月10日(水)	5月19日(金)	6月9日(金)
5月	4月14日(金)	6月9日(金)	6月19日(月)	7月10日(月)
6月	5月15日(月)	7月10日(月)	7月20日(木)	8月10日(木)
7月	6月15日(木)	8月10日(木)	8月18日(金)	9月8日(金)
8月	7月14日(金)	9月8日(金)	9月20日(水)	10月10日(火)
9月	8月15日(火)	10月10日(火)	10月20日(金)	11月10日(金)
10月	9月15日(金)	11月10日(金)	11月20日(月)	12月8日(金)
11月	10月16日(月)	12月8日(金)	12月20日(水)	1月10日(水)
12月	11月15日(水)	1月10日(水)	1月19日(金)	2月9日(金)
1月	12月15日(金)	2月9日(金)	2月20日(火)	3月8日(金)
2月	1月15日(月)	3月8日(金)	3月19日(火)	4月10日(水)
3月	2月15日(木)	4月10日(水)	4月19日(金)	5月10日(金)

【連絡先】 ◆市民スポーツ課： ☎ 0284-20-2232 Fax 0284-20-2214

◆市役所守衛室： ☎ 0284-20-2222